

宮 城 県 公 報

令和 7 年 9 月 26 日（金）
定期第 635 号

目 次

告示

- 生活保護法による施術者の指定（2 件）（社会福祉課）
- 農用地利用集積等促進計画の認可（農業振興課）
- 保安林の指定の解除の予定（森林整備課）
- 道路の区域変更（2 件）（道路課）

公告

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退について（障害福祉課）

選挙管理委員会

- 宮城県知事選挙に係る政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び政見放送の回数（選挙管理委員会事務局）
- 宮城県知事選挙に係る手話通訳を付して政見放送を行うことができる放送事業者（同）
- 宮城県知事選挙に係る選挙人名簿選挙時登録の基準日（同）

公安委員会

- 宮城県警察組織規則の一部を改正する規則（警察本部警務課）

収用委員会

- 宮城県収用委員会運営規則の一部を改正する規則（収用委員会事務局）
- 宮城県収用委員会の公正な審理の確保に関する規程（同）

雑報

- 地方独立行政法人宮城県立こども病院令和 6 年度財務諸表の公告
- 地方独立行政法人宮城県立病院機構令和 6 年度財務諸表の公告

宮城県告示第586号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条において準用する同法第 49 条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、施術者として次のとおり指定した。

令和 7 年 9 月 26 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏名	施術所の名称	住所又は施術所の所在地	指定年月日
後藤 留美子	ここみ訪問マッサージ 仙台	仙台市泉区野村字下西河原 3－6	令和 6 年 11 月 5 日

宮城県告示第587号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条において準用する同法第 49 条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、施術者として次のとおり指定した。

令和 7 年 9 月 26 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏名	施術所の名称	住所又は施術所の所在地	指定年月日
鈴木 惇	美田園 5 丁目接骨院	名取市美田園 5 丁目 5 - 1 イリーデ・ヴィオラ 1 F	令和 7 年 4 月 17 日

宮城県告示第588号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可した。

令和 7 年 9 月 26 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 農用地利用集積等促進計画の概要
別冊 1 のとおり
- 2 認可年月日
令和 7 年 9 月 26 日

○宮城県告示第589号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和7年9月26日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 解除予定保安林の所在場所

栗原市花山字草木沢角間384（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の涵養^{かん}

3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮城県告示第590号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和 7 年 9 月 26 日から 30 日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 9 月 26 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 塩釜亘理線
- 3 道路の区域

変 更 の 区 間	変更の 前 後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
亘理郡亘理町逢隈高屋字堂田 1 番 5 地 先から 同郡亘理町逢隈高屋字堂田 201 番 1 地先 まで	前	8.4～19.8	236.3
	後	15.4～35.7	236.3

宮城県告示第591号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和 7 年 9 月 26 日から 30 日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 9 月 26 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 塩釜七ヶ浜多賀城線
- 3 道路の区域

変 更 の 区 間	変更の 前 後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
宮城郡七ヶ浜町湊浜字熊野 83 番 1 地先 から 同郡七ヶ浜町湊浜字砂山 19 番 6 地先ま で	前	6.0～13.9	177.3
	後	6.0～16.3	177.3

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 65 条の規定により、次のとおり育成医療及び更生医療を行う医療機関として指定した指定自立支援医療機関の指定の辞退があったので、同法第 69 条の規定により公告する。

令和 7 年 9 月 26 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	担当する医療の種類	所 在 地	辞退年月日
調剤薬局ツルハドラッグ 石巻広瀬店	調剤	石巻市広瀬馬場屋敷 34- 1	令和 7 年 5 月 7 日

官選管告示第 65 号

令和 7 年 10 月 26 日執行の宮城県知事選挙において、政見放送及び経歴放送実施規程（平成 6 年自治省告示第 165 号）第 2 条第 7 項の規定による候補者が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる候補者 1 人当たりの政見放送の回数は、次のとおりとする。

令和 7 年 9 月 26 日

宮城県選挙管理委員会委員長 櫻 井 正 人

テレビジョン放送		ラジオ放送	
基幹放送事業者名	回数	基幹放送事業者名	回数
東北放送株式会社	1	東北放送株式会社	1
株式会社東日本放送	2		

官選管告示第 66 号

政見放送及び経歴放送実施規程（平成 6 年自治省告示第 165 号）第 8 条第 7 項の規定により、令和 7 年 10 月 26 日執行の宮城県知事選挙において、候補者等から申込みがあったときに、手話通訳を付して政見放送を録画するものとする放送事業者を次のとおり定める。

令和 7 年 9 月 26 日

宮城県選挙管理委員会委員長 櫻 井 正 人

日本放送協会仙台放送局

東北放送株式会社

株式会社東日本放送

官選管告示第 67 号

令和 7 年 10 月 26 日執行の宮城県知事選挙に係る公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 22 条第 3 項の規定による選挙人名簿選挙時登録の基準日を次のとおり定める。

令和 7 年 9 月 26 日

宮城県選挙管理委員会委員長 櫻 井 正 人

選挙時登録の基準日

令和 7 年 10 月 8 日

宮城県公安委員会規則第13号

宮城県警察組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年9月26日

宮城県公安委員会委員長 星 倫市

宮城県警察組織規則の一部を改正する規則

宮城県警察組織規則（昭和37年宮城県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

改正前

(警察本部の職及び職務)

第17条 警察本部の組織に置く警察官の職、その職務及びその職に充てる警察官の階級は、次表のとおりとする。ただし、本部長が必要がないと認める職については、これを置かないことができる。

組 織	職	職 務	階 級
(略)			
(略)			
組織犯罪対策第一課			
</			

[illegible]

(略)	(略)
2～11 (略)	2～11 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和 7 年10月 1 日から施行する。

宮城県収用委員会運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 9 月 26 日

宮城県収用委員会

宮城県収用委員会規則第 1 号

宮城県収用委員会運営規則の一部を改正する規則

宮城県収用委員会運営規則（昭和 47 年宮城県収用委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
第 7 条 〔略〕 2 〔略〕 <u>3 審理の運営に関し必要な事項は、別に定める。</u>	第 7 条 〔略〕 2 〔略〕

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

宮城県収用委員会告示第3号

宮城県収用委員会の公正な審理の確保に関する規程を次のとおり定める。

令和7年9月26日

宮城県収用委員会

宮城県収用委員会の公正な審理の確保に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第59条及び宮城県収用委員会運営規則（昭和47年9月26日収用委員会規則第1号。以下「委員会規則」という。）第7条第3項の規定に基づき、宮城県収用委員会（以下「委員会」という。）の公正な審理の確保に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 審理会場 審理を行う会場をいう。
- (2) 出席者 法第8条に規定する起業者、土地所有者若しくは関係人、法第65条に規定する参考人若しくは鑑定人、法第94条に規定する起業者若しくは損失を受けた者又は法第136条に規定する代理人のうち、審理会場に入場し、審理に出席する者をいう。
- (3) 傍聴人 審理会場において、審理を傍聴する者をいう。
- (4) 会長等 会長又は指名委員（指名委員が複数の場合にあつては、委員会規則第5条第1項の規定により指定された指名委員長）をいう。
- (5) 係員 収用委員会事務局の職員をいう。
- (6) 電子機器 パーソナルコンピュータ、タブレット端末、スマートフォン及び携帯電話等をいう。
- (7) 電磁的記録 電磁的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。

(出席者の入場手続)

第3条 出席者は、審理の当日、受付で出席者本人であることを申し出なければならない。

2 出席者のうち法第136条に規定する代理人は、審理開始前にその権限を証する書面を委員会に提出しなければならない。

3 出席者は、審理会場に入ろうとするときは、係員の指示に従わなければならない。

(傍聴手続)

第4条 傍聴人（報道関係者を除く）は、審理の当日受付を行い、傍聴券（様式第1号）の交付を受け、これを所持しなければならない。

2 会長等は、傍聴席の数等を考慮して、傍聴人の数を制限することができる。

3 傍聴券は、審理の当日、枚数を定めて先着順により1人につき1枚を交付する。ただし、会長等が必要と認めるときは、他の方法により交付することができる。

4 傍聴券の効力は、傍聴券に記載された事件及び日限りとする。

5 傍聴人のうち報道関係者で委員会が認めるものは、傍聴証(様式第2号)の交付を受けて傍聴することができる。

6 傍聴人は、審理会場に入ろうとするときは、係員の指示に従わなければならない。

(審理の非公開)

第5条 会長等は、審理の公正が害されるおそれがあるときその他公益上必要があると認めるときは、審理を公開しないことができる。

2 前項の規定により、会長等が審理の途中において審理を公開しないこととしたときは、会長等は、その旨を告げるとともに、会長等が指定する者以外の者に退場を指示するものとする。

3 前項の規定により退場を指示された者は、直ちに審理会場から退場しなければならない。

(審理会場への入場制限)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、審理会場に入ることができない。

(1) 銃器、刃物、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼす手段となり得る物を携帯している者

(2) 拡声器、無線機、楽器に類するものを携帯している者

(3) 張り紙、ビラ、立看板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕、横断幕、傘に類するものを携帯している者

(4) 鉢巻き、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメット、仮面、異様な衣装に類するものを着用又は携帯している者

(5) 酒気を帯びている者

(6) 前各号に掲げる者のほか、審理を妨害し、又は審理の公正を害するおそれがあると認められる者

(出席者の発言)

第7条 出席者は、審理において、会長等の指示によらず、又は許可を得ないで発言してはならない。

(審理会場での規律)

第8条 出席者及び傍聴人は、審理会場において、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 静粛を旨とし、談笑、私語、拍手その他騒がしい行為をしないこと。

(2) 帽子、外とう、襟巻の類いを着用しないこと。ただし、病気その他やむを得ない理由によって会長等の許可を得たときは、この限りでない。

(3) 飲食又は喫煙をしないこと。

(4) みだりに席を離れ、また、所定の場所以外に立ち入らないこと。

(5) 電子機器は、電源を切り使用しないこと。ただし、聴覚障害その他やむを得ない理由によって会長等の許可を得たときは、この限りでない。

(6) 会長等又は係員の指示に従うこと。

(7) 前各号に掲げるもののほか、公正な審理の進行を妨げる行為をしないこと。

2 前項第5号の規定にかかわらず、出席者又は第4条第5項に規定する報道関係者は、電子機器に保存されている電磁的記録の閲覧、電磁的記録による文書の作成等に用いるため、電子機器を使用することができる。ただし、電子機器を使用するときは、あらかじめ電子機器使

用申出書（様式第3号）を提出し、電子メール、インターネット等の通信機能を遮断すること及び第9条に規定する禁止事項の目的で使用しないことを申し出て許可を得なければならない。

3 傍聴人は、審理における言論に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により可否を表明してはならない。

（写真撮影等の禁止）

第9条 委員会が行うものを除き、審理会場又は入場手続若しくは傍聴手続の受付場所において、写真、動画等の撮影、録音若しくは録画又は中継をしてはならない。ただし、あらかじめ会長等の許可を受けた場合は、この限りではない。

（違反に対する措置）

第10条 会長等は、出席者又は傍聴人がこの規程に違反したときは、これを制止し、又は係員をして制止させるものとする。

2 会長等は、出席者又は傍聴人が前項の規定による制止に従わないときは、法第64条第3項の規定により退場を命じ、又は係員をして退場させることができる。

3 前項の規定により退場を命ぜられた傍聴人は、当日の審理を再び傍聴することができない。

（雑則）

第11条 この規程に定めるもののほか、公正な審理の確保に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（解釈の基準）

第12条 この規程の運用に当たっては、法第62条の規定に基づく公開の原則に反しないよう努めなければならない。

附 則

この告示は、令和7年9月26日から施行する。

様式第 1 号（第 4 条関係）
（表面）

		<u>No.（発行番号）</u>	
(事件名)			
傍 聴 券			
		年 月 日 (当日限り有効)	
宮城県収用委員会			

(裏面)

注 意 事 項

宮城県収用委員会の公正な審理の確保に関する規程（抜粋）

（審理会場での規律）

第8条 出席者及び傍聴人は、審理会場において、次に掲げる事項を守らなければならない。

- （1） 静粛を旨とし、談笑、私語、拍手その他騒がしい行為をしないこと。
- （2） 帽子、外とう、襟巻の類いを着用しないこと。ただし、病気その他やむを得ない理由によって会長等の許可を得たときは、この限りでない。
- （3） 飲食又は喫煙をしないこと。
- （4） みだりに席を離れ、また、所定の場所以外に立ち入らないこと。
- （5） 電子機器は、電源を切り使用しないこと。ただし、聴覚障害その他やむを得ない理由によって会長等の許可を得たときは、この限りでない。
- （6） 会長等又は係員の指示に従うこと。
- （7） 前各号に掲げるもののほか、公正な審理の進行を妨げる行為をしないこと。

2 （略）

3 傍聴人は、審理における言論に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により可否を表明してはならない。

（写真撮影等の禁止）

第9条 委員会が行うものを除き、審理会場又は入場手続若しくは傍聴手続の受付場所において、写真、動画等の撮影、録音若しくは録画又は中継をしてはならない。ただし、あらかじめ会長等の許可を受けた場合は、この限りではない。

様式第 2 号（第 4 条関係）

No.（発行番号）

報道機関名：

氏 名：

（事件名）

傍 聴 証

年 月 日
（当日限り有効）

宮城県収用委員会

電 子 機 器 使 用 申 出 書

年 月 日

宮城県収用委員会会長 殿

住所（及び所属）

氏名

（事件名）

上記事件の審理（ 年 月 日開催）において、電子機器に保存されている電磁的記録の閲覧、電磁的記録による文書の作成等に用いるため、電子機器を使用します。

使用に当たっては、電子機器の電子メール、インターネット等の通信機能を遮断し、宮城県収用委員会の公正な審理の確保に関する規程の第9条に規定する禁止事項（写真、動画等の撮影又は録音若しくは録画）を行わないことを遵守します。

地方独立行政法人宮城県立こども病院理事長から、次のとおり公報掲載の依頼があった。

令和 7 年 9 月 26 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 34 条第 3 項の規定に基づき、地方独立行政人宮城県立こども病院令和 6 年度財務諸表を別冊 2 のとおり公告する。

令和 7 年 9 月 26 日

地方独立行政法人宮城県立こども病院
理事長 今 泉 益 栄

地方独立行政法人宮城県立病院機構理事長から、次のとおり公報掲載の依頼があった。

令和 7 年 9 月 26 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 34 条第 3 項の規定に基づき、地方独立行政人宮城県立病院機構令和 6 年度財務諸表を別冊 3 のとおり公告する。

令和 7 年 9 月 26 日

地方独立行政法人宮城県立病院機構

理事長 山 田 秀 和